

アレルギー物質を含む食品の検査結果(その1)

平成13年4月、食物アレルギーを持つ人の健康危害を未然に防止する観点から、アレルギー物質(特定原材料)を含む食品に表示が義務付けられました。現在、特定原材料として卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かこの7品目が指定されています。

平成24年4月に健康福祉局食品専門監視班が通信販売で買い取りした食品について小麦の検査を行いました。また、平成24年5月に健康福祉局食品専門監視班が市内の飲食店から収去した食品について卵と小麦の検査を行いました。

1 小麦の検査(通信販売)

小麦粉の代用として多く販売されている米粉についての実態を調査するため、通信販売で買い取りした20検体について小麦の検査を行いました。

ELISA法によるスクリーニング試験の結果、2検体(製菓用米粉1検体と食パン用米粉1検体)で陽性(10ppm以上)となりました。その他の18検体は陰性(10ppm未満)でした(表1)。

スクリーニング試験で陽性となった2検体については、PCR法による確認試験でも陽性でした。

陽性となった製菓用米粉は、インターネット上では小麦不使用となっていたましたが、買い取りした製品の原材料表示に小麦グルテンの記載があるものでした。陽性となった食パン用米粉は、この製品の製造前に小麦を含む製品を製造しており、製造過程によるコンタミネーションが原因と判明しました。

表1 小麦の検査結果(平成24年4月分)

食品	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
米粉	20	2	2	2
合計	20	2	2	2

2 卵の検査(店舗販売)

飲食店で収去したポテトフライや唐揚げ等15検体について、卵の検査を行いました。

ELISA法によるスクリーニング試験の結果、すべて陰性(10ppm未満)でした(表2)。

表2 卵の検査結果(平成24年5月分)

食品	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
ポテトフライ	7	0	0	0
唐揚げ等	8	0	0	0
合計	15	0	0	0

3 小麦の検査(店舗販売)

飲食店で収去したポテトフライや唐揚げ等13検体について、小麦の検査を行いました。

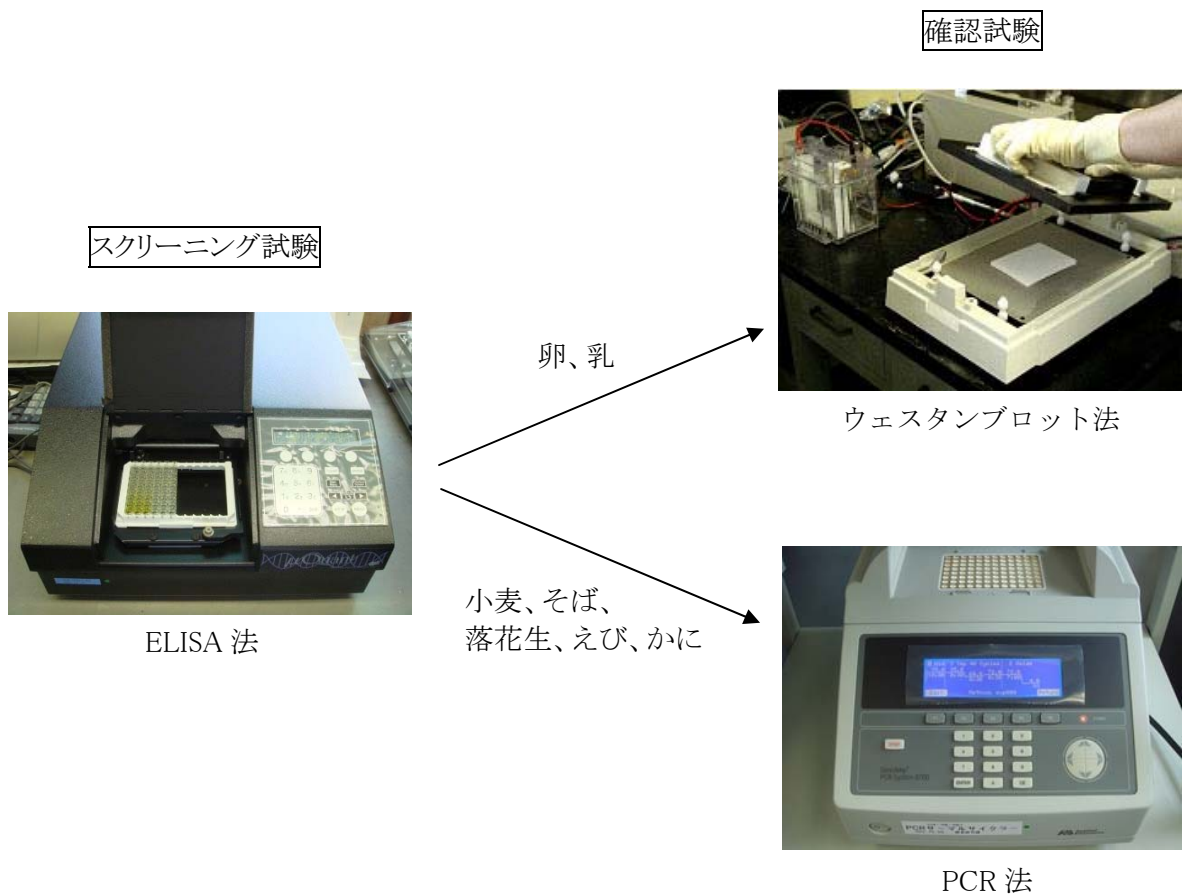
ELISA法によるスクリーニング試験の結果、唐揚げ等2検体で陽性(10ppm以上)となりました。その他の11検体は陰性(10ppm未満)でした(表3)。

スクリーニング試験で陽性となった2検体は、PCR法による確認試験でも陽性を確認し、現在原因を調査中です。

表3 小麦の検査結果(平成24年5月分)

食品	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
ポテトフライ	6	0	0	0
から揚げ等	7	2	2	2
合計	13	2	2	2

※ ELISA法によるスクリーニング試験は、抗原抗体反応を利用して食品中に含まれる特定のタンパク質(アレルゲン)を検出する方法ですが、食品の加工度合いや使用原材料によっては、偽陽性となる場合があります。そのため、スクリーニング試験で陽性となった場合は確認試験を行っています。確認試験にはウェスタンブロット法とPCR法の2種類があります。卵、乳については、電気泳動によりタンパク質を分子量で分離して抗原抗体反応を行うウェスタンブロット法を、また、小麦、そば、落花生、えび、かにかについては、特異的なDNA領域を増幅して検出するPCR法を用いて確認しています。



【 検査研究課 食品添加物担当 】